

訪問介護ステーションこすもす 居宅介護等運営規程

※この運営規程は、公表にあたり従業員の数等ができる限り正確に伝わるために、本来の運営規程に一部変更を加えています。

(事業の目的)

第1条 この規程は、有限会社シオカが設置する訪問介護ステーションこすもす（以下、「事業所」という。）が行う指定障害福祉サービスである居宅介護・重度訪問介護（以下、「居宅介護等」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定にかかる障害者及び障害児（以下、「障害者（児）」という。）の意思及び人格を尊重し、適切な居宅介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、居宅介護等を利用する障害者（児）（以下、「利用者」という。）が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。

2 居宅介護等の実施に当たっては、利用者の必要とときに必要な居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。

3 居宅介護等の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問介護ステーションこすもす
- (2) 所在地 兵庫県姫路市網干区津市場805-3

(従業者の職種、員数及び職務内容) ～令和7年12月末時点～

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

- (2) サービス提供責任者 2名（常勤兼務 2名）

サービス提供責任者は、居宅介護等の利用申込みに係る調整、居宅介護等計画の作成及び従業者に対する技術指導等サービスの内容の管理等を行うものとする。

- (3) 従業者 11名（常勤換算3.3 常勤兼務1名、非常勤専従10名）

従業者は、居宅介護等計画に基づき居宅介護等の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日（祝日も含む）までとする。
ただし、10/21～10/22、12/31～1/3を除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

- (3) サービス提供日 年中無休

(4) サービス提供時間 24時間とする。

(居宅介護の内容)

第6条 事業所が行う居宅介護等の内容は次のとおりとする。

(1) 居宅介護計画、重度訪問介護計画の作成

(2) 身体介護

- ア 食事の介護
- イ 排せつの介護
- ウ 衣類着脱の介護
- エ 入浴の介護
- オ 身体の清拭、洗髪
- カ 通院等の介助
- キ その他必要な身体の介護

(3) 家事援助

- ア 調理
- イ 衣類の洗濯、補修
- ウ 住居等の掃除、整理整頓
- エ 生活必需品の買い物
- オ 関係機関との連絡
- カ その他必要な家事

(4) 重度訪問介護

日常生活全般に常時の支援を要する身体障害者等に対して、身体介護、家事援助、見守り、移動中の介護等の支援を行う。

(5) 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜

(1) から (4) に付帯するその他必要な介護、家事、相談、助言

(利用者から受領する費用の額等)

第7条 居宅介護等を提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。

そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として利用者等から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護等に要した交通費は、その実費を徴収するものとする。その際、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を超える地点から目的地までの距離に、1 kmあたり15円を乗じて得た額とする。

3 電車・バス等を利用してサービスを提供した場合には、従業者の交通費としてその実費を徴収するものとする。

4 第1項、第2項、第3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収証を、当該費用を支払った利用者等に交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、姫路市(家島町・香寺町・安富町を除く)、たつの市(新宮町を除く)、揖保郡太子町とする。

(緊急時等の対応)

第9条 従業者は、現に居宅介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、サービス提供責任者、又は管理者に報告しなければならない。

(苦情解決)

第10条 事業所は、その提供した居宅介護等に関する利用者等からの苦情を解決するために必要な措置を講じるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

(暴力団員等の排除)

第12条 管理者は、姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第7条の暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であってはならない。

2 その運営について、姫路市暴力団排除条例第7条の暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けないものとする。

第13条（事業継続計画）

1. 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者が継続して指定地域密着型通所介護・総合事業通所介護の提供を受けられるよう次の措置を講ずるものとする。

- ①業務継続計画の算定
- ②従業者への業務継続計画の周知徹底及び定期的な研修及び訓練の実施
- ③定期的な業務継続計画の見直し及び変更

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

第14条 事業者は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように次の措置を講ずるものとする。

- ①概ね6か月に1回以上、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催及び、その結果について従業者への周知徹底
- ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- ③定期的な感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、適切な居宅介護等が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内実施
- (2) 継続研修 年12回実施

2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結

の日から5年間保存しなければならない。

- 5 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、有限会社シオカと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成26年11月1日から施行する。

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

この規程は、令和5年12月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。